

随意契約（相手方指定）調書

件名	特定健診・特定保健指導システム連携機能改修業務委託	№5200688
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年8月26日	
契約金額	4 , 9 5 0 , 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	日本コンピューター株式会社 東京営業所 (法人番号：2290801002908)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	特定健診・特定保健指導システム連携機能改修業務委託
指名業者 (案)	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 代表者 濱之上 一人 所在地 埼玉県さいたま市大宮区大門町3 - 42 - 5 太陽生命大宮ビル5F
特命理由	本件は、特定健診・特定保健指導システムについて、データ連携先である住民記録等の各システムが令和7年11月に標準準拠システムへ移行することに伴い、標準化後のシステムと引き続きデータ連携することを目的とした改修業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件の作業を正確に行うためには、現行システムの構成や特性、運用方法等に関して精通していることが不可欠である。 上記業者は、現行システムの導入及び運用保守事業者であり、当該システムのソフトに係る著作権についても保持していることから、本件業務を実施可能な唯一の事業者であり、現行システムを熟知している上記業者であれば、限られた期間における円滑かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)